

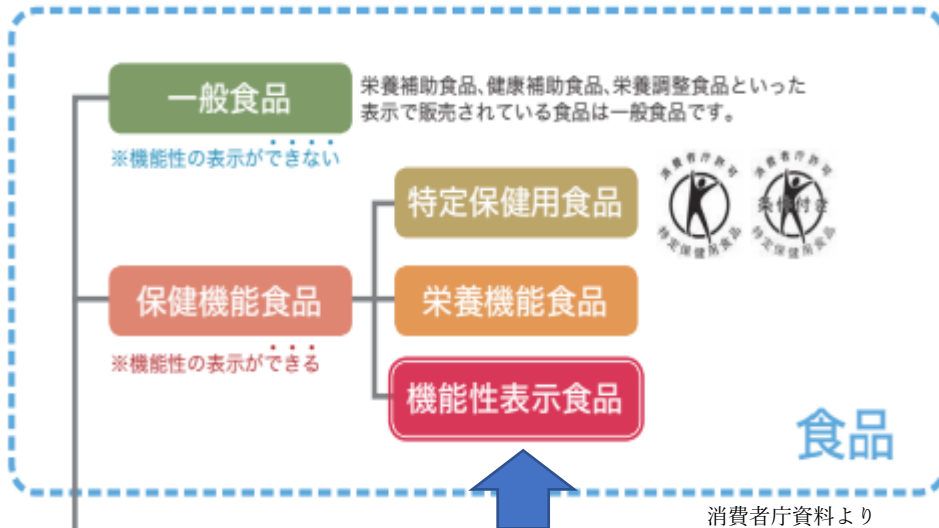


機能性表示食品

特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品
と異なる機能性を表示する食品

ニュースにもなっていた食品の問題!!
そもそも機能性表示食品ってなんだろう？

機能性を分かりやすく表示した食品の選択肢を増やし、商品の正しい情報を得て選択できるよう平成27年に「機能性表示食品」制度が始まりました。



特定保健用食品と機能性表示食品の違い

特定保健用食品(トクホ)		機能性表示食品
食品全般	対象食品	食品全般（サプリメント、加工食品、生鮮食品）
健康が気になる人	利用の対象	疾病に罹患している人、未成年、妊産婦、授乳婦を除く健康な人
国	責任	事業者
安全性や有効性について製品ごと国が審査し許可	手続き	安全性や機能性について事業者が科学的根拠を国に届出（国が審査をしていない）



～機能性表示食品の利用のポイント～

■まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。

—食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。

■たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。

—パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。

■体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談しましょう。

—パッケージには事業者の連絡先として、電話番号が表示されているので、商品による健康被害が発生した場合は連絡してください。

給湯器点検にはご注意ください

～不安をあおって契約させる点検商法に注意！～

70歳以上の高齢者を中心にトラブル急増！

点検商法はこれまで屋根工事に関するものが多い傾向にありましたが、最近では給湯器点検のトラブルが急増しています。

給湯器（ガス瞬間湯沸かし器、電気温水器、ガス温水ボイラー等）の点検被害は年間平均契約金額45万円。契約した人の7割が70歳以上です。



【事例1】数日前、いきなり業者が訪問し「ガス給湯器の無料点検に回っている」と言われたので、いつも契約しているガス会社だと思い点検を承諾した。業者は給湯器を見て「すぐに交換しないと危ない」と言ってきた。壊れたら大変と思い給湯器交換の契約をしたが、費用が50万円と高額だった。不審な点もありこの契約をやめたい。

【事例2】電話でガス機器の無料点検と言われ承諾して訪問してもらったが、「このままでは壊れる」「早く交換した方がよい」と言われて、新しい給湯器の契約をしてしまった。後で契約しているガス会社に連絡をして給湯器を見てもらったら、交換の必要はないと言われた。解約したい。



点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに購入させる手口です。安易に点検させないようにしましょう。

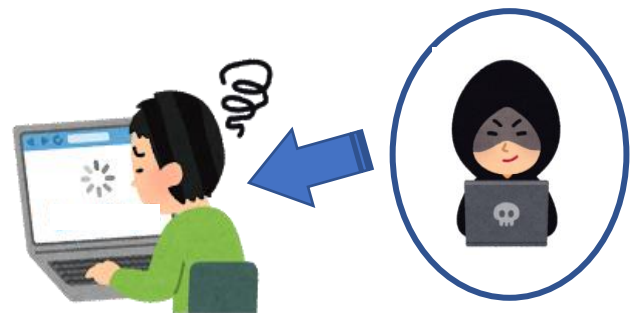
点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合は本当に交換が必要か契約先のガス事業者等に相談しましょう。

購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。

契約してしまっても、クーリング・オフができる場合もあります。困った時には、三島市役所 市民生活相談センター内 消費生活センターにご相談ください。

パソコンで警告が出たら サポート詐欺に注意！

パソコンでインターネット使用中に突然「ウイルスに感染している」等の警告画面や警告音が出て、そちらをきっかけに警告画面上に表示されている電話番号に電話をかけさせ、偽のサポートに誘導しサポート料金を支払わせる手口です。



【事例 1】警告画面が出たので、表示されている電話番号にかけた。「ウイルス感染を除去するためコンビニに行って5万円分のプリペイドカードを買って番号を伝えてください」と言われたので言われるままプリペイドカードの番号を伝えたが、「番号が間違っている。もう一度5万円分を購入してくるように」と言われたが詐欺なのか。

【事例 2】パソコン閲覧中に大音量の警告音が鳴り「ウイルスに感染した可能性がある」と警告画面が表示された。音が消えないため画面の表示された電話番号にかけた。外国人らしき人が出て遠隔操作アプリを入れるように指示があり、パソコン内を遠隔操作で見もらった。相手から「最近、銀行の取引をしたか」と聞かれたので、「インターネットバンキングを利用した」と告げると、ログインするように言われ、パソコン修理代100円を請求されたので、インターネットバンキングの画面の送金額を100円と入れたが、遠隔操作によって「0」を追加され、100万円に変更されて送金されてしまった。

トラブルにあわないために

- 警告画面や警告音は端末の状態を正確に伝えているとは限りません！
- 警告画面記載の電話番号に電話を掛けない！慌てて連絡すると、電話の相手からさらに不安をあおられ、有償サポート等の契約を勧められます。
- 遠隔操作ソフトをダウンロードもインストールもしない。
- 連絡をしてしまっても、支持されるままプリペイド型電子マネーを購入しない。番号を伝えない。クレジットカード番号を教えないようにしましょう。
- 不安に思った場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。

あなたのそのパスワード 本当に安全？



パスワードは、デジタル社会では“利用者本人”を証明する鍵の役目を果たします。パスワードを本人以外に使われてしまうと不正アクセス被害につながるため、パスワードの安全性を高めておくことは、最も大切で、誰にとっても必要な基本的なセキュリティ対策の一つです。

【事例 1】名前+誕生日を他人に推測され、SNS を乗っ取られた。

【事例 2】使いまわししていた ID とパスワードを盗まれ、知らない間に通販サイトに不正にアクセスされて金銭被害を受けた。

安全なパスワードの条件

- パスワードの文字列は、**長めにする**（12文字以上を推奨）
- 大小英字だけでなく、**さまざまな文字種（数字、記号）**を組み合わせる。
- 推測されやすい単語、生年月日、数字、キーボードの配列順などの単純な文字の並びやログイン ID は避ける。
- ほかのサービスで使用しているパスワードは使用しない。



消費生活相談をご利用ください

商品のトラブル、通販トラブル等、不安に思ったらお気軽にご相談ください。

三島市消費生活センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館 1階 市民生活相談センター内（三島市北田町 4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン **188**（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

